

開会の日 令和3年6月18日(金)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	徳 島	純 次
副委員長	水 上	雅 廣
委員	葛 谷	寛 徳
委員	高 原	邦 子
委員	前 川	文 博
委員	澤	史 朗
委員	小笠原	美保子

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
総務部長	泉 原	利 匡
税務課長	渡 邊	康 智
税務課資産税係長	蒔 田	善 巳
税務課市民税係長	宮垣津	治 美
市民福祉部長	藤 井	弘 史
市民福祉部市民保健課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	花 岡	知 己
地域包括ケア課長	都 竹	信 也
地域包括ケア課介護保険係長	籠 戸	重 明
地域包括ケア課地域医療係長	白 木	大 輔
市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長補佐	清 水	弘 子
市民保健課健康推進係長	後 藤	和 宏

◆職務のため出席した事務局員

議会議務局長	岡 田	浩 和
書記	水 上	時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第71号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
議案第72号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
議案第73号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
議案第74号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長 (徳島純次)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、第7回総務常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長と呼び、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いいたします。

それでは、はじめに付託案件の審査を行います。

◆1. 付託案件審査

◆議案第71号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

●委員長 (徳島純次)

はじめに議案第71号、飛騨市税条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (徳島純次)

泉原総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長 (泉原利匡)

議案第71号についてご説明を申し上げます。要旨をごらんください。

本件は、地方税法の改正に伴う改正です。改正内容の1点目は、扶養控除について対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、均等割及び所得割の非課税限度額算定における国外居住親族の取り扱いを見直すものです。2点目は、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用期間を令和9年度まで延長するものです。3点目は、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設に伴う規定を表のように整備するものです。飛騨市には現在該当施設はございません。施行日は、1点目の扶養控除に関するものにつきましては、令和6年1月1日で、それ以外につきましては、令和4年1月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（徳島純次）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時03分 再開 午前10時04分 ）

◆再開

●委員長（徳島純次）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第72号 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

続きまして議案第72号、飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第72号についてご説明申し上げます。5ページの要旨をごらんください。今回改正する条例の趣旨につきましては、就職準備金の貸与対象者として市の保健師職を加えるための改正です。改正の内容につきましては、近年の人材不足が続いており、特に医療専門職の確保が困難な状況であります。市の保健師職についても定年退職が続く中

で、新規募集への応募も低調な状況となっており、今後計画的な市の保健師職確保も不安視される状況となっております。健康課題の複雑多様化及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染症対策等保健師の対応業務も広がる中、市の保健師の安定的な確保は急務でありまして、市の保健師確保に資する取り組みとして、現行条例において対象となっていない市の保健師職を対象に加えたいと思っています。なお、施行日は公布の日です。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

これは、就職準備金ですね。これで、これまでに保健師になろうという方で、これを使いたいというような話とかは何件かあったのかどうか。教えてください。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

これまでは、該当になっていなかったものですから話は把握していません。ただし、今年度お一方、お話がございました。

○委員（前川文博）

ことし、1人問い合わせがあったということですが、現状、飛騨市の保健師、何人ほしいところで、今どれくらいなのか。そのへんを教えてください。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

定数というものは、今のところございません。ただし、私が前部長から引き継いだときに保健師職15名でありました。令和2年4月でございます。前部長から聞いているには、やっとで元の数字に戻ったのだということを知っていて、令和2年度に自己都合の退職の方が3名いらっしゃいました。あと定年退職が1名、新規採用が1名ということで、差し引きますと、現在12名というかたち、3名減で今やっているところで

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第73号 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

次に、議案第73号、飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第73号についてご説明申し上げます。4ページの要旨をごらんください。

今回改正する条例の趣旨につきましては、修学資金の貸与対象者として市の保健師職を加えること等に伴う改正です。改正の内容につきましては、1点目でございますが、近年の人材不足によって職員の確保は困難な状況にあり、特に医療職や技術職の確保は困難を極めている。本市の保健師職においても、今後数年の間に定年退職が続く見込みであることから、その確保が喫緊の課題となっている。こうした中で、市の保健師職を目指す人材への修学支援体制を整えることで、その確保を図るため、当該条例による修学資金の貸与対象者として市保健師職を加えるための改正を行うものでございます。2点目につきましては、介護保険法の法令番号を明記するため所要の改正を行うものです。施行日は、公布の日です。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（葛谷寛徳）

今、市の保健師職というのは、何人ぐらいみえるのですか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

現在12名です。

●委員長（徳島純次）

ほかに質疑はありますか。

○委員（前川文博）

今、これは看護師の修学資金ということですが、何人ぐらい利用されていて、保健師をとろうという方ですね、市の職員になるとかではなくて。そういった方はどれくらいいるのかというのはわかりますか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

現在、借りてみえる方は6名いらっしゃいます。保健師は今まで対象にしていなかったものですからこの中で保健師を希望される方はいませんが、今年度借りたいと言って面接をした方の中に将来保健師になりたいという方がおられまして、本条例ができれば、その方も対象となって申し込みができるなという状況でございます。

○委員（前川文博）

ちょっと僕もはっきり覚えていないのですが、保健師になるにはまず看護師の資格をとらないと保健師になれないので、まずこの看護師の修学支援金が該当すると思うのですが。今の話だと保健師を目指すというと借りられなかったようなニュアンスなんです、そういうことだったのでしょか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

保健師というのは、市の保健師を対象としていなかったということで。民間の保健師は対象になっているのですが。ただ、現実としまして、このあたりの病院で民間で保健師職を採用するというのが、ほとんどない状況でございますので、実質就職をしたくてもそういった職種の採用、応募がないということで。保健師といえばイコール市の行政職の保健師という状況でございますので。看護師の資格をとらないと保健師の資格はとれないと、そういうものでございます。

○委員（前川文博）

市の見解として、飛騨市で捉える保健師というのは、市の保健師しかいないということの思いだったということによろしいのですか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

市の保健師イコール市の保健師さんという実質的な思いでございます。

○委員（前川文博）

公布の日ということになっているのですが、今まで借りている6名の方も看護師の資格をとったあとに保健師をとって、市の保健師になるということもないとはいえないということで、今まで借りている方も公布の日からの分が対象なのか。それまでの分はどうなるのかというのは、どのような判断でしょうか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

これから目指す、入る段階で保健師になるということであれば対象になりますので、そういうかたちでお願いします。

○委員（前川文博）

もう一度確認させてください。これから新たにこれを使う方であって、今まで借りている方で市の保健師になる場合は、だめ、いいのか、どちらか。そのへんだけはっきりお願いします。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

これからなりたいといった方も対象になります。

○委員（前川文博）

今借りている人でも市の保健師になった場合も対象。例えば、昨年4月から借りていますという方でも市の保健師になった場合は該当でいいということですね。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

はい、お見込みのとおりです。

●委員長（徳島純次）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

●委員長（徳島純次）

続きまして議案第74号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第74号についてご説明申し上げます。4ページの要旨をごらんください。今回改正する条例の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、介護保険料の徴収猶予期間の拡大及び減免の要件の緩和を行うための改正です。改正の内容につきましては、まず1点目でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が著しく減少した場合に、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が到来する介護保険料について、徴収の猶予期間を令和2年度と同様に6箇月以内から1年以内とする特例を規定するものです。

2点目といたしまして、国の財政支援における介護保険料の減免の要件の特例に対応するため、保険料の減免申請書の提出期限について、通常、普通徴収の場合、納期限の7日前までに、特別徴収の場合には、年金支給月の前前月の15日までに提出することとなっているところを令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が到来する保険料について令和4年3月31日までに提出することができる特例を規定するものです。なお、施行日につきましては、公布の日です。適用日につきましては、令和3年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

今の介護保険料の減免の関係ですけれども、これは対象になりそうな方はおおよその見込みでどのくらいか把握はできますか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

これは、昨年度こういったかたちの減免制度を国のほうで財政支援をしてくれるということで始めまして、昨年度で14名おられました。今年度については、前年度収入に対して、コロナ禍で減少した方が対象ということになりますので、今のところは見込んでいませんが、減免されている方々は、今のところは、前年の収入に対しての比較になってくるものですから対象になってこないのではないかと考えています。今年度については、改正はさせていただくのですが、対象者は非常に少なくなるだろうという推測をいたしております。

●委員長（徳島純次）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました4案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

よって委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

◆閉会

●委員長（徳島純次）

以上をもちまして、第7回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時20分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 徳島純次